

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊交規第317号

令和6年7月9日

道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）

見出しの件については、これまで、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付け警察庁乙備発第14号外）等により取扱いが示されていたところである。

今般、建築物や道路の利用実態、法令の改正動向等を踏まえ、前記通達が廃止され、新たに別添「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて」（令和6年3月28日付け警察庁丁規発第59号）が発出されたことを受け、道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可については、引き続き下記のとおり対応することとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

#### 1 連絡協議会における適切な対応

道路の上空に設ける通路について特定行政庁（熊本県内においては、熊本県知事、熊本市長、八代市長及び天草市長）に建築基準法（昭和25年法律第201号）第44第1項第4号の許可の申請があった場合には、警察署長、消防長又は消防署長、道路管理者及び特定行政庁からなる連絡協議会が設けられることから、警察署長は、交通規制課長と連携の上、同協議会において交通の安全と円滑を確保する観点から必要な参画を行い、道路使用許可の運用について十分な調整を図ること。

#### 2 道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の判断要領

道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の可否の判断に際しては、1の連絡協議会等を通じて当該通路の設置が国土交通省住宅局通知に適合するものであるかを確認し、同通知に適合するものである場合には、原則として、必要な条件を付して当該通路の設置を許可すること。この際、国土交通省住宅局通知に掲げられた事項のうち、交通の安全と円滑に係る事項については、警察署長において主体的に審査を行うこと。

※ 警察庁通達「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。